

小松島市水道部からのお知らせ

平成18年4月1日から3階建て建物も直結給水が可能になっています。

小松島市水道部の現在採用している皆様への給水方式は、2階建て建物までは「直結給水方式」（給水装置の末端である給水栓まで、受水槽を経由せず、配水管の圧力を利用して給水する方式）で、3階以上については原則として受水槽を設置していただくことになっています。今回、水質の向上並びに利用者のニーズ等による給水方式の見直しにより、「3階直結給水施工要綱」を定め、平成18年4月1日からは、下記の条件を満たした建物の3階まで（専用住宅・店舗兼住宅、共同住宅、事務所、住宅兼共同住宅）直結給水方式として、ご使用いただけるようになります。

建物の3階まで直結給水されまると、受水槽等の維持管理費等が改善され、より一層「安心」してお使いいただけるようになります。

※2階建て建物においても、一部の地域で水圧が低下しており貯水槽を設置していただいている箇所もございます。

3階直結給水を受けるには

☆【3階直結給水の適用条件】

1. 3階建ての1戸専用住宅、店舗兼住宅、共同住宅、事務所、住宅兼共同住宅及び雑居ビル等とする。
2. 上記に該当する既存の3階建て建物で、受水槽方式を直結給水方式に変更するための改造工事を行う建物。
3. 配水管から直接分岐され、かつ専用の給水装置（給水管）であること。
4. 配水管の口径が原則として75mm以上であること。
ただし、1戸建て専用住宅については配水管の口径が50mmであっても条件を全て満たした場合に限り認める。
5. 本市の給水区域内で、配水管の最小動水圧が年間を通じて0.25Mpa以上確保できる地域であること。
6. 配水管から分岐する給水管の口径及びメーター口径は、25mm以上とする。
7. 給水装置の最高の高さが、分岐した道路面より8.5m以内であること。
8. 周辺の状況の変化及び水道部の工事等で、水圧低下及び断水等が生じても異議申し立てはしないこと。

上記適用条件の他にも、要綱の規定等がありますので詳しくは水道部にご相談ください。

3階直結給水については以下のような特徴があります。基本的に直結給水が望ましいと考えられますが、給水装置については、申請者の財産でありますので十分な検討を行った上で判断して下さい。

☆【直結給水方式の特徴】

【メリット】

【衛生面】

- ・配水管から蛇口まで直結されているため、新鮮な水がお使いいただけます。

【省エネルギー】

- ・配水管の水圧を有効に活用できるため、省エネ効果が期待できます。

【省スペース】

- ・受水槽の設置スペースが不要で敷地の有効利用が図られます。

【デメリット】

【貯水機能の消失】

- ・受水槽が無くなり、非常時等に水を蓄えられなくなります。
- ・水道工事等で断水する場合があります。

【給水管口径の増大】

- ・受水槽方式に比べて、配水管から分岐する給水管の口径が大きくなります。